

長野県建築工事積算基準

(目的)

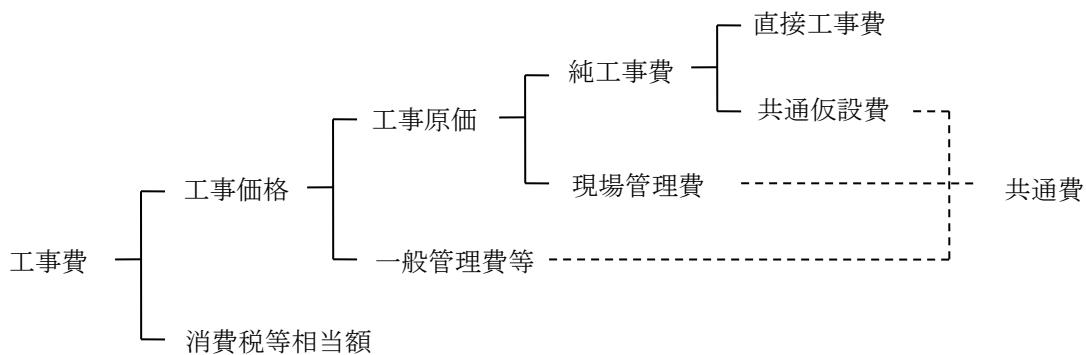
第1 この基準は、長野県建設部が発注する建築工事（営繕工事（庁舎、学校、文化施設等の新築工事、増改築工事及び改修工事）及び県営住宅工事（公営住宅法に基づく県営住宅等の新築工事、増改築工事及び改修工事）に限る。）を請負施工に付する場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(工事費の種別及び区分)

第2 工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、屋外整備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

(工事費の構成)

第3 工事費の構成は、次のとおりとする。



(積算工事内訳書)

第4 営繕工事で用いる積算工事内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）、県営住宅工事で用いる積算工事内訳書は、公共住宅建築工事積算基準、公共住宅電気設備工事積算基準及び公共住宅機械設備工事積算基準4編1章の「内訳書標準書式」（公共住宅事業者等連絡協議会）による。

- 2 前項の規定において、別に定める場合は、この限りでない。
- 3 「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。

(直接工事費)

第5 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。

(1) 算定の方法

算定の方法は、次による。

- イ 材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。
- ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて

算定する。

ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

(2) 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格は、次による。

イ 営繕工事

- ・公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・長野県建築工事資材単価表（長野県建設部）

ロ 県営住宅工事

- ・公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会（3編単価））
- ・公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会（3編単価））
- ・公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会（3編単価））
- ・長野県建築工事資材単価表（長野県建設部）

(3) 数量基準

算定の方法に用いる数量は、次による。

イ 営繕工事

- ・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

ロ 県営住宅工事

- ・公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会（2編数量））
- ・公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会（2編数量））
- ・公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会（2編数量））

(共通費)

第6 共通費は、次の各項について算定するものとする。

(1) 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。

2 前項の具体的な算定については、次による。

(1) 営繕工事

- ・公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

(2) 県営住宅工事

- ・公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会（1編総則））
- ・公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会（1編総則））
- ・公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会（1編総則））

(消費税等相当額)

第7 消費税等相当額は、工事原価に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

(設計変更における工事費)

第8 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事原価で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

附則

- 1 この基準は、平成29年3月1日から適用する。
- 2 この基準は、平成29年10月1日から適用する。
- 3 この基準は、令和元年7月1日から適用する。